令和８年　教育委員会

第16回　定例会　議事日程

令和８年10月27日（火）

第１　議　案

【 子ども支援課 】

（１）議案第 40 号「千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」

【 指導課 】

（１）議案第 41 号「千代田区立九段中等教育学校学則の一部を改正する規則」

第２　協　議

【　子ども総務課　】

（１）審査請求に係る裁決案について【秘密会】

【　学務課　】

（１）千代田区立学校の入学に関する規則の一部を改正する規則について

第３　報　告

【　子ども総務課　】

（１）出張ちよだ学びフェスの開催及びちよだ学びフェス本祭の出展団体公募について

【　子ども支援課　】

（１）千代田区立保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

（２）千代田区立こども園条例施行規則の一部を改正する規則について

【　児童・家庭支援センター　】

（１）中高生の居場所プレ施設の運営業務事業者選定結果の報告及び広報チラシについて

【　子ども施設課　】

（１）（仮称）四番町公共施設新築工事について

【　学務課　】

（１）令和８年度千代田区立小学校連合音楽会の開催について

（２）令和８年度　合同子ども会の実施について

【　指導課　】

（１）令和８年　特別区人事委員会勧告について

（２）令和８年度全国学力・学習状況調査及び質問調査、区達成度調査について

（３）いじめ、不登校、はくちょう教室、神田一橋中学校チャレンジクラスの状況報告（９月分）

第４　その他

【 子ども総務課 】

（１）教育委員会行事予定表

（２）広報千代田（11月５日号）

教育委員会資料
令和８年 10 月 27 日
子ども支援課

議案第 40 号

千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

１　改正理由

幼稚園の令和９年４月入園申込みにあたり、入園申込書等の様式改正を行う必要があるため。

２　改正対象

千代田区立幼稚園使用条例施行規則

３　主な改正内容

入園申込書等の様式改正

４　新旧対照表

別紙のとおり

５　施行期日

令和８年 11 月１日

６　その他

千代田区保育の実施に関する条例施行規則及び千代田区立こども園条例施行規則についても、上記１と同様の理由による規則改正を行うため、併せて報告する。

議案第40号

千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区立幼稚園使用条例施行規則（昭和62年千代田区教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）

○千代田区立幼稚園使用条例施行規則

第１号様式（第６条関係）

第１号様式（第６条関係）

（表）

幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書（短時間保育用）

※きょうだい同時に申し込む場合は、きょうだいそれぞれの入園申込書を提出してください。
※裏面も記入してください。

千代田区長　殿　　年　月　日

千代田区教育委員会　殿

〒　－

申込者（保護者）住　所　千代田区

（ふりがな）

氏　名

昼間の連絡先：（父・母・その他　　）

電話番号（携帯可）　（　　）

区立幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）への入園につき、次のとおり申し込みます。

	（ふりがな）氏　名	続柄	生年月日	性別	職業・学校・保育園等
申込児童		本人	年　月　日		
同居の家族		父	年　月　日		
		母	年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		

入園を希望する園	幼稚園　・　こども園	通園区域（○をつける）	内　・　外
通園区域外の園を希望する理由 ※区域内の場合は不要			
入園を希望する期間	年　月　日から	□ 小学校就学前まで □ 年　月　日まで	

【 裏面も記入してください。】

受付印

旧（現　行）

○千代田区立幼稚園使用条例施行規則

第１号様式（第６条関係）

第１号様式（第６条関係）

（表）

幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書（短時間保育用）

※きょうだい同時に申し込む場合は、きょうだいそれぞれの入園申込書を提出してください。
※裏面も記入してください。

千代田区長　殿　　年　月　日

千代田区教育委員会　殿

〒　－

申込者（保護者）住　所　千代田区

（ふりがな）

氏　名

昼間の連絡先：（父・母・その他　　）

電話番号（携帯可）　（　　）

区立幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）への入園につき、次のとおり申し込みます。

	（ふりがな）氏　名	続柄	生年月日	性別	職業・学校・保育園等
申込児童		本人	年　月　日		
同居の家族		父	年　月　日		
		母	年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		

入園を希望する園	幼稚園　・　こども園	通園区域（○をつける）	内　・　外
通園区域外の園を希望する理由 ※区域内の場合は不要			
入園を希望する期間	年　月　日から	□ 小学校就学前まで □ 年　月　日まで	

【　裏面も記入してください。　】

受付印

（裏）

1　児童の状況

現在の保育状況	□ 自宅で保育	□（父・母・祖父・祖母・その他の親族）が保育 □ その他（　　）
	□ 幼稚園・認可保育園	（公立・私立　　園） 入園できなかった場合、上記の園への通園継続を □希望する □希望しない
	□ その他（認可外保育施設等）	
現在の健康状態	1．心身・言語等の発達について気になるところはありますか。（無・有） ※有の場合（具体的に：　　）	
	2．障害者手帳・愛の手帳はお持ちですか。（無・有） ※有の場合（障害名：　　）、（　　）級・度	

2　保護者の状況

続柄		父	母
保護者の日中の状況（連絡先）	状況	・就労（自営以外） ・自営 ・その他（　　）	・就労（自営以外） ・自営 ・その他（　　）
	電話		

保護者以外の連絡先	氏名		
	お子様との続柄		
	連絡先		
	住所		

3　同意事項（チェック欄に✓をしてください。）

	同意事項	チェック
1	幼児の在園中の健やかな成長のために、必要があるときは、区の子育て支援事業実施機関（子ども支援課、児童・家庭支援センター、保健所、小学校、保育施設等）が保有する個人情報の相互提供に同意します。	□
2	申込内容に虚偽や事実と相違する記載があると判明した場合は、入園承諾を取り消します。	□
3	認可保育園・幼保一体施設（長時間）・区立こども園（長時間）・認定こども園・地域型保育事業・私立幼稚園（新制度移行園）・企業主導型保育事業との二重在籍はできません。これらの施設を月途中で退園した場合、区立幼稚園・幼保一体施設（短時間）・区立こども園（短時間）への入園は翌月１日以降となります。	□
4	入園後、在園枠の早期確保を目的とした入園など、正当な理由なく登園していない、若しくは登園の実態が確認できない場合、又は上記３に準ずる施設に重複して在籍していることが判明した場合は退園となります。	□
5	千代田区に住所を有しなくなった場合は、幼稚園に在園することができません。	□
6	通園区域外の幼稚園に入園した場合であっても、小学校入学の際には、居住地により指定される通学区域の小学校になります。	□

上記同意事項について、確認・同意しました。

年　　月　　日　　保護者氏名

備考 ※園記入欄 （記入不要です）	□ 通園区域外の園の申込者に対し、上記同意事項6を説明しました。（受付者：　　）

第２号様式（第６条関係）

第２号様式（第６条関係）

（表）

保育所等入所・転所申込書

千代田区長・千代田区教育委員会　殿　　年　月　日

記載内容のとおり、認可保育園、認定こども園・区立こども園・幼保一体施設（長時間保育）、地域型保育事業への申込みをします。

住所	〒　－			申込者		
電話番号 ※主な連絡先に○	自宅　－　－	※	父携帯　－　－	※	母携帯　－　－	※

（入園希望児童の続柄に○をつける）世帯全員及び同居家族

続柄	氏名	生年月日	性別	職業・学校名・園名等
父	フリガナ	年　月　日		
母	フリガナ	年　月　日		
(子)	フリガナ	年　月　日		
	フリガナ	年　月　日		
	フリガナ	年　月　日		
	フリガナ	年　月　日		

希望園に関すること

第1希望	園	第4希望	園	第7希望	園
第2希望	園	第5希望	園	第8希望	園
第3希望	園	第6希望	園		

※全園希望の場合は別紙（全園希望者用）も提出してください。様式は区ホームページからダウンロードできます。

□ 上記希望園に空きが出るまで待つ　※入園希望順位は審査には影響ありません。

□ 【全園希望】入園できれば上記希望園以外でも良い（事業所内保育事業・小規模保育事業施設を除く、区内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。）※転入予定・在勤要件での申込みの場合、選択できません。

□ 【全園希望】入園できれば上記希望園以外でも良い（事業所内保育事業・小規模保育事業施設を含む、区内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。）※転入予定・在勤要件での申込みの場合、選択できません。

入園を希望する期間	年　月１日～	□小学校就学前まで □　年　月末日まで
保育希望時間	＿＿時＿＿分 ～ ＿＿時＿＿分	※通常保育は一部の園を除き7時30分～18時30分です。 ※延長保育の実施開始年齢は園により異なります。（区立園は1歳児クラスから）
延長保育	□希望する　□希望しない	
入園・転園を希望する具体的な理由		
第１希望園の理由	1．所在地が近い　2．きょうだいが通っている　3．保育内容に魅力を感じた 4．その他（　　）	
全園希望としない理由	1．所在地が違い　2．認証保育所等に入園・内定している　3．保育を頼める人がいる 4．その他（　　）	

【4月～8月入園申込の方】1,1現在の住所地	父	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）
	母	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）
【9月～1月入園申込の方】1,1現在の住所地	父	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）
	母	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）

※区記入欄

○区域	ふ・い・昌・千・い千	備考		受付印			
○待機開始	年　月から						
○年度内辞退	無　有（　　）						
ベナ→	年　月から　年　月						
支給認定	済　未　内定後						
幼稚園併願	有　無						
公共料金	有　無→／✓						
受託証明	有　無→説明済						
連絡	／に父・母へ入所 可・不可 → 入所・辞退	受付	書類確認		入力	入力確認	
児童No.							

（裏）

1　児童の状況

現在の保育状況	□ 自宅で保育	□（父・母・祖父・祖母・その他の親族）が保育 □ その他（　　）
	□ 幼稚園・認可保育園	（公立・私立　　園） 入園できなかった場合、上記の園への通園継続を □希望する □希望しない
	□ その他（認可外保育施設等）	
現在の健康状態	1．心身・言語等の発達について気になるところはありますか。（無・有） ※有の場合（具体的に：　　）	
	2．障害者手帳・愛の手帳はお持ちですか。（無・有） ※有の場合（障害名：　　）、（　　）級・度	

2　保護者の状況

続柄		父	母
保護者の日中の状況（連絡先）	状況	・就労（自営以外） ・自営 ・その他（　　）	・就労（自営以外） ・自営 ・その他（　　）
	電話		

保護者以外の連絡先	氏名		
	お子様との続柄		
	連絡先		
	住所		

3　同意事項（チェック欄に✓をしてください。）

	同意事項	チェック
1	幼児の在園中の健やかな成長のために、必要があるときは、区の子育て支援事業実施機関（子ども支援課、児童・家庭支援センター、保健所、小学校、保育施設等）が保有する個人情報の相互提供に同意します。	□
2	申込内容に虚偽や事実と相違する記載があると判明した場合は、入園承諾を取り消します。	□
3	入園後、在園枠の早期確保を目的とした入園など、正当な理由なく登園していない、若しくは登園の実態が確認できない場合、又は他の公立幼稚園等に重複して在籍していることが判明した場合は退園となります。	□
4	千代田区に住所を有しなくなった場合は、幼稚園に在園することができません。	□
5	通園区域外の幼稚園に入園した場合であっても、小学校入学の際には、居住地により指定される通学区域の小学校になります。	□

上記同意事項について、確認・同意しました。

年　　月　　日　　保護者氏名

備考 ※園記入欄 （記入不要です）	□ 通園区域外の園の申込者に対し、上記同意事項5を説明しました。（受付：　　）

第２号様式（第６条関係）

第２号様式（第６条関係）

（表）

保育所等入所・転所申込書

千代田区長・千代田区教育委員会　殿　　年　月　日

記載内容のとおり、認可保育園、認定こども園・区立こども園・幼保一体施設（長時間保育）、地域型保育事業への申込みをします。

住所	〒　－			申込者		
電話番号 ※主な連絡先に○	自宅　－　－	※	父携帯　－　－	※	母携帯　－　－	※

（入園希望児童の続柄に○をつける）世帯全員及び同居家族

続柄	氏名	生年月日	性別	職業・学校名・園名等
父	フリガナ	年　月　日		
母	フリガナ	年　月　日		
(子)	フリガナ	年　月　日		
	フリガナ	年　月　日		
	フリガナ	年　月　日		
	フリガナ	年　月　日		

希望園に関すること

第1希望	園	第4希望	園	第7希望	園
第2希望	園	第5希望	園	第8希望	園
第3希望	園	第6希望	園		

※全園希望の場合は別紙（全園希望者用）も提出してください。様式は区ホームページからダウンロードできます。

□ 上記希望園に空きが出るまで待つ　※入園希望順位は審査には影響ありません。

□ 【全園希望】入園できれば上記希望園以外でも良い（事業所内保育事業・小規模保育事業施設を除く、区内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。）※転入予定・在勤要件での申込みの場合、選択できません。

□ 【全園希望】入園できれば上記希望園以外でも良い（事業所内保育事業・小規模保育事業施設を含む、区内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。）※転入予定・在勤要件での申込の場合、選択できません。

入園を希望する期間	年　月１日～	□小学校就学前まで □　年　月末日まで
保育希望時間	＿＿時＿＿分 ～ ＿＿時＿＿分	※通常保育は一部の園を除き7時30分～18時30分です。 ※延長保育の実施開始年齢は園により異なります。（区立園は1歳児クラスから）
延長保育	□希望する　□希望しない	
入園・転園を希望する具体的な理由		
第１希望園の理由	1．所在地が近い　2．きょうだいが通っている　3．保育内容に魅力を感じた 4．その他（　　）	
全園希望としない理由	1．所在地が違い　2．認証保育所等に入園・内定している　3．保育を頼める人がいる 4．その他（　　）	

【4月～8月入園申込の方】1,1現在の住所地	父	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）
	母	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）
【9月～1月入園申込の方】1,1現在の住所地	父	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）
	母	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）

※区記入欄

○区域	ふ・い・昌・千・い千	備考		受付印			
○待機開始	年　月から						
○年度内辞退	無　有（　　）						
ベナ→	年　月から　年　月						
支給認定	済　未　内定後						
幼稚園併願	有　無						
公共料金	有　無→／✓						
受託証明	有　無→説明済						
連絡	／に父・母へ入所 可・不可 → 入所・辞退	受付	書類確認		入力	入力確認	
児童No.							

（裏）

きょうだいで同時申込みの方は、組合せ希望について①または②の該当する箇所にチェック☑してください。

①□ 必ず全員同時の入園を希望する

- □ 同園のみを希望する（→以上で記入終了）
- □ 別々の園でも入園する
 - □ きょうだい別々の園になっても希望順位が高い園に入園を希望する
 - □ 希望順位が低くても同園に入園することを優先する

②□ 1人だけでも入園を希望する

※育児休業中で申し込んだ方は、1人でも入園した場合、復職が必要です。

- □ 希望順位が高い園に1人だけでも入園することを優先する
- □ 2人以上が同時に入園できる場合は、希望順位が低くても同園に入園することを優先する
- □ 優先児童あり［優先児童名：　　］（優先児童が入園できるまで他のきょうだいも入園しない）
- □ 優先児童なし（1人だけでも入園できる児童から入園する）

※上記の選択肢以外の組合せ希望がある場合は、ご記入ください。（希望に沿えない場合もございます。）

↓それぞれ該当する箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

父母の状況

		父の状況	母の状況
就労	状況	外勤（正規・パート・派遣） 自営（自宅内・自宅外）	外勤（正規・パート・派遣） 自営（自宅内・自宅外）
	通勤時間	自宅から勤務先まで片道　時間　分	自宅から勤務先まで片道　時間　分
不存在（未婚・離婚等）	理由	未婚・離婚・離婚調停中・死別・行方不明 その他（　　） 　年　月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（ 無 ・ 有 ）	未婚・離婚・離婚調停中・死別・行方不明 その他（　　） 　年　月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（ 無 ・ 有 ）
妊娠・出産	予定日		年　月　日
疾病・障害	診断名		
	手帳	（　　級・度）・無	（　　級・度）・無
介護・看護	どなたを	続柄（　）氏名（　　）	続柄（　）氏名（　　）
	日数等	週　日・　時～　時（実働約　時間）	週　日・　時～　時（実働約　時間）
災害復旧	状況		
求職活動	日数	週　日・　時～　時	週　日・　時～　時
就学	学校名		
	日数	週　日・　時～　時	週　日・　時～　時
その他	状況		

祖父母の状況（別居・同居を問わず、区内にお住まいの場合は住所をすべて記入、区外にお住まいの場合は市区町村名までご記入ください。）

		氏名・年齢		保育ができない理由	居住地・申請児童との同居状況	
父方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
母方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在

その他

生活保護	□適用なし　□適用あり（　年　月　日保護開始）

（裏）

きょうだいで同時申し込みの方は、組み合わせ希望について①または②の該当する箇所にチェック☑してください。

①□ 必ず全員同時の入園を希望する

- □ 同園のみを希望する（→以上で記入終了）
- □ 別々の園でも入園する
 - □ きょうだい別々の園になっても希望順位が高い園に入園を希望する
 - □ 希望順位が低くても同園に入園することを優先する

②□ 1人だけでも入園を希望する

※育児休業中で申し込んだ方は、1人でも入園した場合、復職が必要です。

- □ 希望順位が高い園に1人だけでも入園することを優先する
- □ 2人以上が同時に入園できる場合は、希望順位が低くても同園に入園することを優先する
- □ 優先児童あり［優先児童名：　　］（優先児童が入園できるまで他のきょうだいも入園しない）
- □ 優先児童なし（1人だけでも入園できる児童から入園する）

※上記の選択肢以外の組み合わせ希望がある場合は、ご記入ください。（希望に沿えない場合もございます。）

↓それぞれ該当する箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

父母の状況

		父の状況	母の状況
就労	状況	外勤（正規・パート・派遣） 自営（自宅内・自宅外）	外勤（正規・パート・派遣） 自営（自宅内・自宅外）
	通勤時間	自宅から勤務先まで片道　時間　分	自宅から勤務先まで片道　時間　分
不存在	理由	死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪 その他（　　） 　年　月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（ 無 ・ 有 ）	死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪 その他（　　） 　年　月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（ 無 ・ 有 ）
出産	予定日		年　月　日
疾病・傷病	傷病名		
	入院	年　月　日～　年　月　日	年　月　日～　年　月　日
	通院等	1.精神疾患または感染症 2.常時臥床 3.その他（　　）	1.精神疾患または感染症 2.常時臥床 3.その他（　　）
心身障害	障害名		
	手帳	（　　級・度）・無	（　　級・度）・無
介護・看護	どなたを	続柄（　）氏名（　　）	続柄（　）氏名（　　）
	日数等	週　日・　時～　時まで（実働約　時間）	週　日・　時～　時まで（実働約　時間）
求職	日数	週　日・　時～　時まで	週　日・　時～　時まで
通学	学校名		
通所	日数	週　日・　時～　時まで	週　日・　時～　時まで
その他	状況		

祖父母の状況（別居・同居を問わず、区内にお住まいの場合は住所をすべて記入、区外にお住まいの場合は市区町村名までご記入ください。）

		氏名・年齢		保育ができない理由	居住地・申請児童との同居状況	
父方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
母方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在

その他

生活保護	□適用なし　□適用あり（　年　月　日保護開始）

第５号様式（第７条関係）

第５号様式（第７条関係）

（表）

家庭状況調査書

住　所（〒　－　）千代田区

連絡先（父携帯）（　）

保護者氏名

（母携帯）（　）

（その他）（　）

1. お子さんの状況

※認可保育所、こども園、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設に在園中のお子さんをすべてご記入ください。

（フリガナ） 児童名	生年月日	園名	時間・短時間に○をつけてください（こども園・幼稚園の場合のみ）
（　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間

2. 同居家族の状況【 1 以外の同居の方（単身赴任中の保護者や婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者を含む）をすべてご記入ください。 】

続柄	（フリガナ） 氏名	生年月日	年齢	性別	職業・学校名・園名
父	（　）	年　月　日	歳		
母	（　）	年　月　日	歳		
	（　）	年　月　日	歳		
	（　）	年　月　日	歳		
	（　）	年　月　日	歳		

3. 父母の状況（該当項目が２つ以上ある場合は、すべてについてご記入ください）

保育を必要とする状況	父	□就労 □不存在（未婚・離婚等） □疾病・障害 □介護・看護 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（　）
	母	□就労 □不存在（未婚・離婚等） □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護・看護 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（　）

裏面も記入してください。

区記入欄	備考		受付印

第５号様式（第７条関係）

第５号様式（第７条関係）

（表）

家庭状況調査書

住　所（〒　－　）千代田区

連絡先（父携帯）（　）

保護者氏名

（母携帯）（　）

（その他）（　）

1. お子さんの状況

※認可保育所、こども園、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設に在園中のお子さんをすべてご記入ください。

（ふりがな） 児童名	生年月日	園名	時間・短時間に○をつけてください（こども園・幼稚園の場合のみ）
（　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間

2. 同居家族の状況（１以外の同居の方（単身赴任中の保護者を含む）をすべてご記入ください。）

続柄	（ふりがな） 氏名	生年月日	年齢	性別	職業・学校名・園名
父	（　）	年　月　日	歳		
母	（　）	年　月　日	歳		
	（　）	年　月　日	歳		
	（　）	年　月　日	歳		
	（　）	年　月　日	歳		

3. 父母の状況（該当項目が２つ以上ある場合は、すべてについてご記入ください）

保育を必要とする状況	父	□就労 □育児休業中 □疾病・障害等 □介護・看護 □就学 □求職中 □不存在（□離婚 □未婚 □その他（　）） □その他（　）
	母	□就労 □育児休業中 □妊娠・出産 □疾病・障害等 □介護・看護 □就学 □求職中 □不存在（□離婚 □未婚 □その他（　）） □その他（　）

裏面も記入してください。

区記入欄	備考		受付印

（裏）

4. 提出書類チェック表（提出する書類にチェックのうえ、提出漏れがないか今一度ご確認ください。）
※ ①・②（全世帯共通）及び③のうち父母分それぞれ該当する書類を必ず提出してください。

	提出書類			チェック欄	
①	◎家庭状況調査書（本紙）			□	
②	◎保育園・こども園・幼保一体施設等の継続通園に関する確認書			□	
③保育ができない状況を証明する書類	保護者の状況	提出書類		父	母
	就労（外勤）	◎就労証明書（区様式）	証明日が　年　月　日以降の就労証明書を既に　課に提出済みで、就労状況に変更がない場合のみ省略可。 省略する場合は、下記に記入してください。 □就労証明書の提出を省略します。 【理由：（　　）月頃、（　　）のため提出済】	□	□
	就労（自営業等）	◎就労証明書（区様式）		□	□
		◎会社の運営を確認できる書類（下記のいずれかを提出）			
		・会社・法人の登記事項証明書（写し可） ※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、会社・法人の登記事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・会社のホームページの写し（会社名・代表者氏名を確認できるページ）		□	□
		・最新年分の確定申告書の控えの写し（第一表または第二表） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
		・営業許可証の写し		□	□
		・開業届の写し（営業初年度のみ受付可） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
	不存在（未婚・離婚等）	◎不存在を確認できる書類（下記のいずれかを提出）			
		・戸籍の全部事項証明書（写し可） ※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、戸籍の全部事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・㊙医療証の写し		□	□
		・児童扶養手当証書の写し		□	□
	妊娠・出産	◎母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）			□
	疾病・障害	◎診断書（疾病・障害用）（区様式）　または、 手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
	介護・看護	◎介護・看護に関する申立書（区様式）		□	□
		◎介護・看護を要することがわかる書類（下記のいずれかを提出）			
		・診断書（介護・看護用）（区様式）		□	□
		・手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
		・ケアプラン（介護サービス計画書）の写し　※お持ちの場合は必須提出		□	□
	災害復旧	◎り災証明書		□	□
	求職活動	◎求職活動申立書（区様式）		□	□
		◎求職活動中であることを確認できる書類の写し （ハローワークカード、就職斡旋機関登録画面、雇用保険受給資格者証等）		□	□
	就学	◎在学証明書（区様式） ※在学証明書で就学時間が確認できない場合は時間割表等を添付		□	□

（裏）

4. 提出書類チェック表（提出する書類にチェックのうえ、提出漏れがないか今一度ご確認ください。）
※①・②（全世帯共通）及び③のうち父母分それぞれ該当する書類を必ず提出してください。

	提出書類			チェック欄	
①	◎家庭状況調査書（本紙）			□	
②	◎保育園・こども園・幼保一体施設等の継続入園に関する確認書			□	
③保育ができない状況を証明する書類	保護者の状況	提出書類		父	母
	就労（外勤）	◎就労証明書（区様式）	証明日が　年　月　日以降の就労証明書を既に　課に提出済みで、就労状況に変更がない場合のみ省略可。 省略する場合は、下記に記入してください。 □就労証明書の提出を省略します。 【理由：（　　）月頃、（　　）のため提出済】	□	□
	就労（自営業等）	◎就労証明書（区様式）		□	□
		◎会社の運営を確認できる書類（下記のいずれかを提出）			
		・会社・法人の登記事項証明書（写し可） ※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、会社・法人の登記事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・会社のホームページの写し（会社名・代表者氏名を確認できるページ）		□	□
		・直近の確定申告書の控えの写し（第一表・第二表） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
		・営業許可証の写し		□	□
		・開業届の写し（営業初年度のみ受付可） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
	疾病・障害	◎診断書（疾病・障害用）（区様式）　または、 手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
	就学	◎在学証明書（区様式） ※在学証明書で就学時間が確認できない場合は時間割表等を添付		□	□
	介護・看護	◎介護・看護に関する申立書（区様式）		□	□
		◎介護・看護を要することがわかる書類（下記のいずれかを提出）			
		・診断書（介護・看護用）（区様式）		□	□
		・手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
		・ケアプラン（介護サービス計画書）の写し　※お持ちの方のみ必須提出		□	□
	求職活動	◎求職活動申立書（区様式）		□	□
		◎求職活動中であることを確認できる書類の写し （ハローワークカード、就職斡旋機関登録画面、雇用保険受給資格者証等）		□	□
	不存在	◎不存在を確認できる書類（下記のいずれかを提出）			
		・戸籍謄本（全部事項証明書）（写し可） ※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、戸籍の全部事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・㊙医療証の写し		□	□
		・児童扶養手当証書の写し		□	□
	妊娠・出産	◎母子手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）			□

備　考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。

2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和８年11月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の第１号様式及び第２号様式の規定は、入園希望日が令和９年４月１日以後の入園申込みについて適用し、入園希望日が同日前までの入園申込みについては、なお従前の例による。

教育委員会資料
令和8年10月 27 日
指　導　課

千代田区立九段中等教育学校学則の一部を改正する規則

1 趣 旨

令和8年10月8日に開催された令和8年東京都教育委員会第 16 回定例会の令和9年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について（第 70 号議案）において、東京都の中等教育学校の募集人員は 144 名とするなどの議決があった。

令和7年6月 12 日付東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程における 35 人学級の実施について（通知）に伴い、九段中等教育学校の生徒定員についても、35 人学級を想定していたが、上記議決に倣い、生徒定員を同様の変更にすることとしたい。

そのため、千代田区立九段中等教育学校学則の一部改正を行う。

2 改正内容

生徒定員について

令和9年度の新入生については、1学級あたり 35 名としていたが、1学級あたり 36 名とし、1学年 144 名の定員とすることとする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

公布の日から施行する。

議案第41号

千代田区立九段中等教育学校学則の一部を改正する規則

千代田区立九段中等教育学校学則の一部を改正する規則（平成28年９月13日千代田区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>新（改正後）</th><th>旧（現　行）</th></tr>
<tr><td>
附　則（令和７年10月１日教委規則第16号）

（施行期日）

１　（現行に同じ）

（生徒定員に関する経過措置）

２　令和８年度から令和13年度までの間における生徒定員については、改正後の第３条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。

（１）　令和８年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td>152</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td>952</td></tr>
</table>
（２）　令和９年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td><u>144</u></td><td>152</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td><u>936</u></td></tr>
</table>
（３）　令和10年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td>140</td><td><u>144</u></td><td>152</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td><u>916</u></td></tr>
</table>
（４）　令和11年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td>140</td><td>140</td><td><u>144</u></td><td>152</td><td>160</td><td>160</td><td><u>896</u></td></tr>
</table>
（５）　令和12年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td>140</td><td>140</td><td>140</td><td><u>144</u></td><td>152</td><td>160</td><td><u>876</u></td></tr>
</table>
（６）　令和13年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td>140</td><td>140</td><td>140</td><td>140</td><td><u>144</u></td><td>152</td><td><u>856</u></td></tr>
</table>
</td><td>
附　則（令和７年10月１日教委規則第16号）

（施行期日）

１　（略）

（生徒定員に関する経過措置）

２　令和８年度から令和13年度までの間における生徒定員については、改正後の第３条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。

（１）　令和８年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td>152</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td>952</td></tr>
</table>
（２）　令和９年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td><u>140</u></td><td>152</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td><u>932</u></td></tr>
</table>
（３）　令和10年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td>140</td><td><u>140</u></td><td>152</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td><u>912</u></td></tr>
</table>
（４）　令和11年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td>140</td><td>140</td><td><u>140</u></td><td>152</td><td>160</td><td>160</td><td><u>892</u></td></tr>
</table>
（５）　令和12年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td>140</td><td>140</td><td>140</td><td><u>140</u></td><td>152</td><td>160</td><td><u>872</u></td></tr>
</table>
（６）　令和13年度
<table>
<tr><td>学年</td><td>１学年</td><td>２学年</td><td>３学年</td><td>４学年</td><td>５学年</td><td>６学年</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>定員</td><td>140</td><td>140</td><td>140</td><td>140</td><td><u>140</u></td><td>152</td><td><u>852</u></td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td colspan="2">
備　考

１　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。

２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

３　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会資料
令和8年10月27日
学務課

千代田区立学校の入学に関する規則の一部を改正する規則について

1 趣 旨

区立中学校への入学について、保護者による学校選択制を原則とする現行制度を維持しつつ、再転入や一時帰国などに伴う意図的な再選択（転学）や短期間の就学が見込まれる場合に、教育委員会が入学する中学校を指定できるよう見直しを行う。

2 改正内容

次のいずれかに該当する場合は、教育委員会が別に定める基準（千代田区立中学校学校選択実施要綱）により、入学する中学校を指定する。

①転出等に伴い区立中学校を転校した後、転校日の翌日から起算して1年以内に再転入（再入学）する場合、転出前の区立中学校を指定する。

【理由】

・区立中学校間の転校を原則認めていない中で、再転入による意図的な再選択（転学）を防止するため

・一時的に区外へ転出し再転入した場合、多くの保護者及び生徒は転出前の区立中学校への再転入を希望するが、新規転入者と同様に2校の学校見学及び学校選択を求めていることで就学開始時期の遅延が生じているため

②一時帰国に伴い区立中学校に就学する期間が3か月以内の場合、住所地（小学校の学区）を基に区立中学校を指定する。

【理由】

・短期間の就学であるにもかかわらず、2校の学校見学及び学校選択を求めることで就学開始時期の遅延が生じているため

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和8年 11 月 10 日

新旧対照表

○千代田区立学校の入学に関する規則

新（改正後）	旧（現　行）
（中学校の入学） 第３条　千代田区立中学校（以下「中学校」という。）に入学しようとする学齢児童又は学齢生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、入学を希望する中学校を選択しなければならない。	（中学校の入学） 第３条　千代田区立中学校（以下「中学校」という。）に入学しようとする学齢児童又は学齢生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、入学を希望する中学校を選択しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、入学しようとする学齢生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会が別に定める基準により、当該学齢生徒が入学する中学校を指定するものとする。 （１）　転出等に伴い中学校を転校した後、当該転校した日の翌日から起算して１年以内に再び中学校に転入学するとき （２）　一時帰国に伴い中学校に就学する期間が３か月以内のとき（前号に該当する場合を除く。）	
３　第１項の規定により中学校を選択する保護者は、別に定める申請書を指定する日までに教育委員会に提出しなければならない。	２　前項の規定により中学校を選択する保護者は、別に定める申請書を指定する日までに千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。
４　前項の規定による申請に基づき、学齢児童又は学齢生徒は、保護者が選択した中学校に入学するものとする。ただし、保護者が選択した中学校に受入れ可能人数を超える希望者があったときは、教育委員会は別に定める基準により、学齢児童又は学齢生徒が入学する中学校を指定するものとする。	３　前項の規定による申請に基づき、学齢児童又は学齢生徒は、保護者が選択した中学校に入学するものとする。ただし、保護者が選択した中学校に受入れ可能人数を超える希望者があったときは、教育委員会は別に定める基準により、学齢児童又は学齢生徒が入学する中学校を決定するものとする。
５　第３項の規定による申請が保護者からなされなかったときは、教育委員会は別に定める基準により、当該申請に係る学齢児童又は学齢生徒が入学する中学校を指定するものとする。	４　第２項の規定による申請が保護者からなされなかったときは、学齢児童又は学齢生徒は、入学希望者が受入れ可能人数に達しない中学校のうち居住地に最も近い学校へ入学するものとする。
附　則（令和８年　月　日教委規則第　号） この規則は、令和８年　月　日から施行する。	

新旧対照表

○千代田区保育の実施に関する条例施行規則

新（改正後）	旧（現　行）
（保育の実施基準） 第２条　子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第１条の５第10号に規定する市町村が認める事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	（保育の実施基準） 第２条　子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第１条の５第10号に規定する市町村が認める事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
（１）　死亡、行方不明、拘禁等の状態にあるとき。	（１）　死亡、行方不明、拘禁等の状態にあるとき。
	（２）　親族が疾病にかかり又は負傷し、若しくは心身に障害を有していることにより常時介護を必要とする場合で、他にこれらの者を介護する者がいないとき。
（２）　前号に掲げる状態に類する状態で、特に保育所（子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例第２条第４号に定める保育等施設を定める規則（平成27年千代田区規則第18号。以下「健やか条例規則」という。）の表区立保育園の項、私立認可保育所の項、区立こども園の項、認定こども園の項、幼保一体施設の項、事業所内保育事業の項及び小規模保育事業の項に掲げる施設をいう。以下同じ。）において保育することが適当であると千代田区長（以下「区長」という。）が認めるとき。	（３）　前２号のいずれかに類する状態で、特に保育所（子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例第２条第４号に定める保育等施設を定める規則（平成27年千代田区規則第18号。以下「健やか条例規則」という。）の表区立保育園の項、私立認可保育所の項、区立こども園の項、認定こども園の項、幼保一体施設の項、事業所内保育事業の項及び小規模保育事業の項に掲げる施設をいう。以下同じ。）において保育することが適当であると千代田区長（以下「区長」という。）が認めるとき。
（保育所入所の申込み） 第３条　保育所における保育の実施を希望する保護者（次条から第６条までにおいて単に「保護者」という。）は、保育所等入所・転所申込書（第１号様式。以下「申込書」という。）を区長に提出するものとする。	（保育所入所の申込み） 第３条　保育所における保育の実施を希望する保護者（次条から第６条までにおいて単に「保護者」という。）は、保育所入所申込書（第１号様式。以下「申込書」という。）を区長に提出するものとする。
（保育所入所の承諾） 第４条　区長は、前条の規定に基づき申込書の提出を受けたときは、当該申込書及び必要に応じた調査等により保育の実施の要件の確認を行い、保育所への入所を承諾するものとする。	（保育所入所の承諾） 第４条　区長は、前条の規定に基づき申込書の提出を受けたときは、当該申込書及び必要に応じた調査等により保育の実施の要件の確認を行い、保育所への入所を承諾するものとする。
２　区長は、保護者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる書類を提出させることができる。	２　区長は、保護者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる書類を提出させることができる。
（１）　府令第１条の５第１号に該当する場合　会社等が発行する就労証明書又はこれに類する書類	（１）　府令第１条の５第１号に該当する場合　会社等が発行する就労証明書又はこれに類する書類
（２）　府令第１条の５第２号に該当する場合　母子健康手帳の写し	（２）　府令第１条の５第２号に該当する場合　母子健康手帳の写し
（３）　府令第１条の５第３号又は同条第４号に該当する場合　医師の診断書又はこれらの状況を確認できる書類	（３）　府令第１条の５第３号又は同条第４号に該当する場合　医師の診断書又はこれらの状況を確認できる書類

（４） 府令第１条の５第５号に該当する場合　り災証明書又はこれに類する書類	
（５） 府令第１条の５第６号に該当する場合　求職活動申立書又はこれに類する書類	（４） 府令第１条の５第６号に該当する場合　求職活動申立書又はこれに類する書類
（６） 府令第１条の５第７号に該当する場合　在学証明書又はこれに類する書類	（５） 府令第１条の５第７号に該当する場合　在学証明書又は受講証明書
（７） 前各号のほか入所が必要な場合　区長が別に定める必要な書類	（６） 前各号のほか入所が必要な場合　区長が別に定める必要な書類
３　区長は、保育の実施を承諾したときは、入所承諾書（第２号様式）を保護者に交付するものとする。	３　区長は、保育の実施を承諾したときは、入所承諾書（第２号様式）を保護者に交付するものとする。
（区立保育所における保育の実施時間帯）	（区立保育所における保育の実施時間帯）
第７条　区立保育所（健やか条例規則の表区立保育園の項に掲げる施設をいう。以下同じ。）における保育の実施時間帯は、次の各号に掲げる保育の区分に応じ、当該各号に定める時間帯とする。	第７条　区立保育所（健やか条例規則の表区立保育園の項に掲げる施設をいう。以下同じ。）における保育の実施時間帯は、次の表のとおりとする。
	<table><tr><td>区立保育所</td><td>基本保育時間</td><td>延長保育時間</td></tr><tr><td>各保育園（四番町保育園を除く。）</td><td>午前７時30分から午後６時30分まで</td><td>午後６時30分から午後７時30分まで</td></tr><tr><td>四番町保育園</td><td>午前７時15分から午後６時15分まで</td><td>午後６時15分から午後８時15分まで</td></tr></table>
（１） 基本保育　午前７時30分から午後６時30分まで	
（２） 延長保育　午後６時30分から午後７時30分まで	
（区立保育所における延長保育）	（区立保育所における延長保育）
第13条　区立保育所に在園する乳幼児で、第７条第１号に定める時間帯（以下「基本保育時間」という。）の終了後に引き続き保育を必要とするものに対して、同条第２号に定める時間帯（以下「延長保育時間」という。）の範囲内において、次の各号に定めるところにより延長保育（スポット延長保育（延長保育のうち日を単位として認めるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を実施する。	第13条　区立保育所に在園する乳幼児で、第７条に規定する基本保育時間（以下「基本保育時間」という。）の終了後に引き続き保育を必要とするものに対して、同条に規定する延長保育時間（以下「延長保育時間」という。）の範囲内において、次の各号に定めるところにより延長保育（スポット延長保育（延長保育のうち日を単位として認めるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を実施する。
（１） 実施園　区立保育所全園とする。	（１） 実施園　区立保育所全園とする。
（２） 実施日　実施園の開園日とする。	（２） 実施日　実施園の開園日とする。
（３） 対象児童　原則として１歳児クラス以上に在園する乳幼児とする。	（３） 対象児童　原則として１歳児クラス以上に在園する乳幼児とする。
（４） 定員　各実施園総定員の20パーセントとする。	（４） 定員　各実施園総定員の20パーセントとする。ただし、四番町保育園にあっては30パーセントとする。
（５） 補食の提供　必要に応じて提供する。	（５） 補食・夕食の提供　必要に応じて提供する。
２から９まで　（現行に同じ）	２から９まで　（略）

（区立保育所におけるスポット延長保育の実施）	（区立保育所におけるスポット延長保育の実施）
第14条　区立保育所において保育の実施を受けている乳幼児で、基本保育時間の終了後に一時的に保育を必要とするものに対しては、延長保育時間の範囲内において、次の各号に定めるところによりスポット延長保育を実施する。	第14条　区立保育所において保育の実施を受けている乳幼児で、基本保育時間の終了後に一時的に保育を必要とするものに対しては、延長保育時間の範囲内において、次の各号に定めるところによりスポット延長保育を実施する。
（1）から（4）まで　（現行に同じ）	（1）から（4）まで　（略）
（5）　補食の提供　必要に応じて提供する。	（5）　補食・夕食の提供　必要に応じて提供する。
2　スポット延長保育を利用しようとする保護者は、その前日の開園日までに園長に申し込まなければならない。	2　スポット延長保育を利用しようとする保護者は、その前日の開園日までに園長に申し込まなければならない。ただし、四番町保育園において２時間のスポット延長保育を利用する場合は、利用する日の２日前の開園日までに申し込まなければならない。
3から６まで　（現行に同じ）	3から６まで　（略）
7　園長は、当該スポット延長保育の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、補食を提供しないことができる。	7　園長は、当該スポット延長保育の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、補食等を提供しないことができる。
（1）　第２項の申込みによらず保育を実施したとき。	（1）　第２項の申込みによらず保育を実施したとき。
（2）　健康上の理由により補食の提供が困難と認められたとき。	（2）　健康上の理由により補食等の提供が困難と認められたとき。
（3）　その他補食を提供することが困難な事情が生じたとき。	（3）　その他補食等を提供することが困難な事情が生じたとき。
8から10まで　（現行に同じ）	8から10まで　（略）
（区立保育所における延長保育の実施決定の取消し）	（区立保育所における延長保育の実施決定の取消し）
第15条　園長は、延長保育の申込者又は乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該延長保育等の実施決定を取り消すことができる。	第15条　園長は、延長保育の申込者又は乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該延長保育等の実施決定を取り消すことができる。
（1）から（3）まで　（現行に同じ）	（1）から（3）まで　（略）
（4）　前３号のほか、延長保育を実施することが困難と認められる事情が生じたとき。	（4）　前２号のほか、延長保育を実施することが困難と認められる事情が生じたとき。
2　（現行に同じ）	2　（略）
附　則（令和　年　月　日規則第　号）	
（施行期日）	
1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
（1）　第１号様式及び第４号様式の改正規定並びに次項の規定　令和８年11月１日	
（2）　第７条、第13条及び第14条の改正規定　令和９年４月１日	
（経過措置）	
2　この規則による改正後の第１号様式の規定は、入園希望日が令和９年４月１日以後の入園申込みについて適用し、入園希望日が同日前までの入園申込みについては、なお従前の例による。	

別表（第13条関係）　（別紙のとおり）

第１号様式（第３条関係）

第１号様式（第３条関係）

（表）

保育所等入所・転所申込書

千代田区長・千代田区教育委員会 殿　　年　月　日

記載内容のとおり、認可保育園、認定こども園・区立こども園・幼保一体施設（長時間保育）、地域型保育事業への申込みをします。

住所	〒　-		申込者		
電話番号 ※主な連絡先に○	自宅　-　-	※	父携帯　-　-	※	母携帯　-　- ※

（入園希望児童の続柄に○をつける）世帯全員及び同居家族

続柄	氏名	生年月日	性別	職業・学校名・園名等
父	フリガナ	年　月　日		
母	フリガナ	年　月　日		
(子)	フリガナ	年　月　日		
	フリガナ	年　月　日		
	フリガナ	年　月　日		
	フリガナ	年　月　日		

希望園に関すること

第1希望	園	第4希望	園	第7希望	園
第2希望	園	第5希望	園	第8希望	園
第3希望	園	第6希望	園		

※全園希望の場合は別紙（全園希望者用）も提出してください。様式は区ホームページからダウンロードできます。

□ 上記希望園に空きが出るまで待つ　※入園希望順位は審査には影響ありません。

□ 【全園希望】入園できれば上記希望園以外でも良い（事業所内保育事業・小規模保育事業施設を除く、区内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。）※転入予定・在勤要件での申込みの場合、選択できません。

□ 【全園希望】入園できれば上記希望園以外でも良い（事業所内保育事業・小規模保育事業施設を含む、区内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。）※転入予定・在勤要件での申込みの場合、選択できません。

入園を希望する期間	年　月 1 日 ～	□小学校就学前まで □　年　月末日まで
保育希望時間	＿＿時＿＿分 ～ ＿＿時＿＿分	※通常保育は一部の園を除き7時30分～18時30分です。 ※延長保育の実施開始年齢は園により異なります。（区立園は1歳児クラスから）
延長保育	□希望する　□希望しない	
入園・転園を希望する具体的な理由		
第１希望園の理由	1. 所在地が近い　2. きょうだいが通っている　3. 保育内容に魅力を感じた 4. その他（　　）	
全園希望としない理由	1. 所在地が遠い　2. 認証保育所等に入園・内定している　3. 保育を頼める人がいる 4. その他（　　）	

【4月～8月入園申込の方】1.1現在の住所地	父	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）
	母	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）
【9月～1月入園申込の方】1.1現在の住所地	父	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）
	母	□現住所と同じ　□区内他住所　□それ以外の住所（　　）

※区記入欄

○区域	ふ・い・昌・千・い千	備考	受付印				
○待機開始	年　月から						
○年度内辞退	無　有（　　）						
ベナ→	年　月から　年　月						
支給認定	済　未　内定後						
幼稚園併願	有　無						
公共料金	有　無→　/ ㄨ						
受託証明	有　無→説明済						
連絡	/ に 父・母へ入所 可・不可 → 入所・辞退	受付	書類確認	入力	入力確認		
児童No.							

（裏）

きょうだいで同時申込の方は、組合せ希望について①または②の該当する箇所にチェック☑してください。

①□ 必ず全員同時の入園を希望する
- □ 同園のみを希望する（→以上で記入終了）
- □ 別々の園でも入園する
 - □ きょうだい別々の園になっても希望順位が高い園に入園を希望する
 - □ 希望順位が低くても同園に入園することを優先する

②□ 1人だけでも入園を希望する
※育児休業中で申し込んだ方は、1人でも入園した場合、復職が必要です。
- □ 希望順位が高い園に1人だけでも入園することを優先する
- □ 2人以上が同時に入園できる場合は、希望順位が低くても同園に入園することを優先する
- □ 優先児童あり［優先児童名：　　］（優先児童が入園できるまで他のきょうだいも入園しない）
- □ 優先児童なし（1人だけでも入園できる児童から入園する）

※上記の選択肢以外の組合せ希望がある場合は、ご記入ください。（希望に沿えない場合もございます。）

↓それぞれ該当する箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

父母の状況

		父の状況	母の状況
就労	状況	外勤（正規・パート・派遣） 自営（自宅内・自宅外）	外勤（正規・パート・派遣） 自営（自宅内・自宅外）
	通勤時間	自宅から勤務先まで片道＿＿時間＿＿分	自宅から勤務先まで片道＿＿時間＿＿分
不存在（未婚・離婚等）	理由	未婚・離婚・離婚調停中・死別・行方不明 その他（　　） ＿＿＿年＿＿月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（無・有）	未婚・離婚・離婚調停中・死別・行方不明 その他（　　） ＿＿＿年＿＿月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（無・有）
妊娠・出産	予定日		＿＿＿年＿＿月＿＿日
疾病・障害	診断名		
	手帳	（　　級・度）・無	（　　級・度）・無
介護・看護	どなたを	続柄（　　）氏名（　　）	続柄（　　）氏名（　　）
	日数等	週　日・　時～　時（実働約　時間）	週　日・　時～　時（実働約　時間）
災害復旧	状況		
求職活動	日数	週　日・　時～　時	週　日・　時～　時
就学	学校名		
	日数	週　日・　時～　時	週　日・　時～　時
その他	状況		

祖父母の状況（別居・同居を問わず、区内にお住まいの場合は住所をすべて記入、区外にお住まいの場合は市区町村名までご記入ください。）

		氏名・年齢		保育ができない理由	居住地・申請児童との同居状況	
父方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
母方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在

その他

生活保護	□適用なし　□適用あり（　年　月　日保護開始）

第４号様式（第10条関係）

別表（第13条関係）　（別紙のとおり）

第１号様式（第３条関係）



（裏）

きょうだいで同時申し込みの方は、組み合わせ希望について①または②の該当する箇所にチェック☑してください。

①□ 必ず全員同時の入園を希望する
- □ 同園のみを希望する（→以上で記入終了）
- □ 別々の園でも入園する
 - □ きょうだい別々の園になっても希望順位が高い園に入園を希望する
 - □ 希望順位が低くても同園に入園することを優先する

②□ 1人だけでも入園を希望する
※育児休業中で申し込んだ方は、1人でも入園した場合、復職が必要です。
- □ 希望順位が高い園に1人だけでも入園することを優先する
- □ 2人以上が同時に入園できる場合は、希望順位が低くても同園に入園することを優先する
- □ 優先児童あり［優先児童名：　　］（優先児童が入園できるまで他のきょうだいも入園しない）
- □ 優先児童なし（1人だけでも入園できる児童から入園する）

※上記の選択肢以外の組み合わせ希望がある場合は、ご記入ください。（希望に沿えない場合もございます。）

↓それぞれ該当する箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

父母の状況

		父の状況	母の状況
就労	状況	外勤（正規・パート・派遣） 自営（自宅内・自宅外）	外勤（正規・パート・派遣） 自営（自宅内・自宅外）
	通勤時間	自宅から勤務先まで片道＿＿時間＿＿分	自宅から勤務先まで片道＿＿時間＿＿分
不存在	理由	死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪 その他（　　） ＿＿＿年＿＿月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（無・有）	死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪 その他（　　） ＿＿＿年＿＿月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（無・有）
出産	予定日		＿＿＿年＿＿月＿＿日
疾病・傷病	傷病名		
	入院	＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日	＿＿年＿＿月＿＿日～＿＿年＿＿月＿＿日
	通院等	1.精神疾患または感染症　2.常時臥床 3.その他（　　）	1.精神疾患または感染症　2.常時臥床 3.その他（　　）
心身障害	障害名		
	手帳	（　　級・度）・無	（　　級・度）・無
介護・看護	どなたを	続柄（　　）氏名（　　）	続柄（　　）氏名（　　）
	日数等	週＿日・＿時～＿時まで（実働約＿時間）	週＿日・＿時～＿時まで（実働約＿時間）
求職	日数	週＿日・＿時～＿時まで	週＿日・＿時～＿時まで
通学	学校名		
通所	日数	週＿日・＿時～＿時まで	週＿日・＿時～＿時まで
その他	状況		

祖父母の状況（別居・同居を問わず、区内にお住まいの場合は住所をすべて記入、区外にお住まいの場合は市区町村名までご記入ください。）

		氏名・年齢		保育ができない理由	居住地・申請児童との同居状況	
父方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
母方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在

その他

生活保護	□適用なし　□適用あり（　年　月　日保護開始）

第４号様式（第10条関係）

第４号様式（第１０条関係）

（表）

家庭状況調査書

住　所（〒　　－　　）千代田区

連絡先（父携帯）（　　）

保護者氏名

（母携帯）（　　）

（その他）（　　）

1. お子さんの状況

※認可保育所、こども園、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設に在園中のお子さんをすべてご記入ください。

（フリガナ） 児童名	生年月日	園名	祝祭日・短縮日に○をつけてください （こども園・幼稚園の場合のみ）
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間

2. 同居家族の状況【１以外の同居の方（単身赴任中の保護者や婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者を含む）をすべてご記入ください。】

続柄	（フリガナ） 氏名	生年月日	年齢	性別	職業・学校名・園名
父	（　　）	年　月　日	歳		
母	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		

3. 父母の状況（該当項目が２つ以上ある場合は、すべてについてご記入ください）

保育を必要とする状況	父	□就労 □不存在（未婚・離婚等） □疾病・障害 □介護・看護 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（　　）
	母	□就労 □不存在（未婚・離婚等） □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護・看護 □災害復旧 □求職活動 □就学 □その他（　　）

裏面も記入してください。

区記入欄	備考		受付印

（裏）

4. 提出書類チェック表（提出する書類にチェックのうえ、提出漏れがないか今一度ご確認ください。）

※ ①・②（全世帯共通）及び③のうち父母分それぞれ該当する書類を必ず提出してください。

提出書類				チェック欄	
①	◎家庭状況調査書（本紙）			□	
②	◎保育園・こども園・幼保一体施設等の継続通園に関する確認書			□	
③保育ができない状況を証明する書類	保護者の状況	提出書類		父	母
	就労（外勤）	◎就労証明書（区様式）	証明日が　年　月　日以降の就労証明書を既に　課に提出済みで、就労状況に変更がない場合のみ省略可。	□	□
	就労（自営業等）	◎就労証明書（区様式）	省略する場合は、下記に記入してください。 □就労証明書の提出を省略します。 【理由：（　　）月頃、（　　）のため提出済】	□	□
		◎会社の運営を確認できる書類（下記のいずれかを提出）			
		・会社・法人の登記事項証明書（写し可） ※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、会社・法人の登記事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・会社のホームページの写し（会社名・代表者氏名を確認できるページ）		□	□
		・最新年分の確定申告書の控えの写し（第一表または第二表） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
		・営業許可証の写し		□	□
		・開業届の写し（営業初年度のみ受付可） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
	不存在（未婚・離婚等）	◎不存在を確認できる書類（下記のいずれかを提出）			
		・戸籍の全部事項証明書（写し可） ※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、戸籍の全部事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・㊙医療証の写し		□	□
		・児童扶養手当証書の写し		□	□
	妊娠・出産	◎母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）			□
	疾病・障害	◎診断書（疾病・障害用）（区様式）　または、 手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
	介護・看護	◎介護・看護に関する申立書（区様式）		□	□
		◎介護・看護を要することがわかる書類（下記のいずれかを提出）			
		・診断書（介護・看護用）（区様式）		□	□
		・手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
		・ケアプラン（介護サービス計画書）の写し　※お持ちの場合は必須提出		□	□
	災害復旧	◎り災証明書		□	□
	求職活動	◎求職活動申立書（区様式）		□	□
		◎求職活動中であることを確認できる書類の写し （ハローワークカード、就職斡旋機関登録画面、雇用保険受給資格者証等）		□	□
	就学	◎在学証明書（区様式） ※在学証明書で就学時間が確認できない場合は時間割表等を添付		□	□

第７号様式（第13条関係）　（別紙のとおり）

第４号様式（第１０条関係）

（表）

家庭状況調査書

住　所（〒　　－　　）千代田区

連絡先（父携帯）（　　）

保護者氏名

（母携帯）（　　）

（その他）（　　）

1. お子さんの状況

※認可保育所、こども園、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設に在園中のお子さんをすべてご記入ください。

（ふりがな） 児童名	生年月日	園名	祝祭日・短縮日に○をつけてください （こども園・幼稚園の場合のみ）
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間

2. 同居家族の状況（１以外の同居の方（単身赴任中の保護者を含む）をすべてご記入ください。）

続柄	（ふりがな） 氏名	生年月日	年齢	性別	職業・学校名・園名
父	（　　）	年　月　日	歳		
母	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		

3. 父母の状況（該当項目が２つ以上ある場合は、すべてについてご記入ください）

保育を必要とする状況	父	□就労 □育児休業中 □疾病・障害等 □介護・看護 □就学 □求職中 □不存在（□離婚 □未婚 □その他（　　）） □その他（　　）
	母	□就労 □育児休業中 □妊娠・出産 □疾病・障害等 □介護・看護 □就学 □求職中 □不存在（□離婚 □未婚 □その他（　　）） □その他（　　）

裏面も記入してください。

区記入欄	備考		受付印

（裏）

4. 提出書類チェック表（提出する書類にチェックのうえ、提出漏れがないか今一度ご確認ください。）

※①・②（全世帯共通）及び③のうち父母分それぞれ該当する書類を必ず提出してください。

提出書類				チェック欄	
①	◎家庭状況調査書（本紙）			□	
②	◎保育園・こども園・幼保一体施設等の継続入園に関する確認書			□	
③保育ができない状況を証明する書類	保護者の状況	提出書類		父	母
	就労（外勤）	◎就労証明書（区様式）	証明日が　年　月　日以降の就労証明書を既に　課に提出済みで、就労状況に変更がない場合のみ省略可。	□	□
	就労（自営業等）	◎就労証明書（区様式）	省略する場合は、下記に記入してください。 □就労証明書の提出を省略します。 【理由：（　　）月頃、（　　）のため提出済】	□	□
		◎会社の運営を確認できる書類（下記のいずれかを提出）			
		・会社・法人の登記事項証明書（写し可） ※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、会社・法人の登記事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・会社のホームページの写し（会社名・代表者氏名を確認できるページ）		□	□
		・直近の確定申告書の控えの写し（第一表・第二表） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
		・営業許可証の写し		□	□
		・開業届の写し（営業初年度のみ受付可） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
	疾病・障害	◎診断書（疾病・障害用）（区様式）　または、 手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
	就学	◎在学証明書（区様式） ※在学証明書で就学時間が確認できない場合は時間割表等を添付		□	□
	介護・看護	◎介護・看護に関する申立書（区様式）		□	□
		◎介護・看護を要することがわかる書類（下記のいずれかを提出）			
		・診断書（介護・看護用）（区様式）		□	□
		・手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
		・ケアプラン（介護サービス計画書）の写し　※お持ちの方のみ必須提出		□	□
	求職活動	◎求職活動申立書（区様式）		□	□
		◎求職活動中であることを確認できる書類の写し （ハローワークカード、就職斡旋機関登録画面、雇用保険受給資格者証等）		□	□
	不存在	◎不存在を確認できる書類（下記のいずれかを提出）			
		・戸籍謄本（全部事項証明書）（写し可）			
		※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、戸籍の全部事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・㊙医療証の写し		□	□
		・児童扶養手当証書の写し		□	□
	妊娠・出産	◎母子手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）			□

第７号様式（第13条関係）　（別紙のとおり）

新旧対照表

千代田区立こども園条例施行規則

新（改正後）	旧（現　行）
附　則（令和８年　月　日規則第　号） （施行期日） １　この規則は、令和８年11月１日から施行する。 （経過措置） ２　この規則による改正後の第１号様式及び第１号の２様式の規定は、入園希望日が令和９年４月１日以後の入園申込みについて適用し、入園希望日が同日前までの入園申込みについては、なお従前の例による。	
第１号様式（第８条関係） 	第１号様式（第８条関係） 

（裏）

きょうだいで同時申込みの方は、組合せ希望について①または②の該当する箇所にチェック☑してください。

①☐ 必ず全員同時の入園を希望する
- ☐ 同園のみを希望する（→以上で記入終了）
- ☐ 別々の園でも入園する
 - ☐ きょうだい別々の園になっても希望順位が高い園に入園を希望する
 - ☐ 希望順位が低くても同園に入園することを優先する

②☐ 1人だけでも入園を希望する
※育児休業中で申し込んだ方は、1人でも入園した場合、復職が必要です。
- ☐ 希望順位が高い園に1人だけでも入園することを優先する
- ☐ 2人以上が同時に入園できる場合は、希望順位が低くても同園に入園することを優先する
- ☐ 優先児童あり［優先児童名：　　］（優先児童が入園できるまで他のきょうだいも入園しない）
- ☐ 優先児童なし（1人だけでも入園できる児童から入園する）

※上記の選択肢以外の組合せ希望がある場合は、ご記入ください。（希望に沿えない場合もございます。）

↓それぞれ該当する箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

父母の状況

		父の状況	母の状況
就労	状況	外勤（正規・パート・派遣）	外勤（正規・パート・派遣）
		自営（自宅内・自宅外）	自営（自宅内・自宅外）
	通勤時間	自宅から勤務先まで片道　時間　分	自宅から勤務先まで片道　時間　分
不存在（未婚・離婚等）	理由	未婚・離婚・離婚調停中・死別・行方不明 その他（　　） 　年　月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（ 無 ・ 有 ）	未婚・離婚・離婚調停中・死別・行方不明 その他（　　） 　年　月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（ 無 ・ 有 ）
妊娠・出産	予定日		年　月　日
疾病・障害	診断名		
	手帳	（　　級・度）・無	（　　級・度）・無
介護・看護	どなたを	続柄（　）氏名（　　）	続柄（　）氏名（　　）
	日数等	週　日・　時～　時（実働約　時間）	週　日・　時～　時（実働約　時間）
災害復旧	状況		
求職活動	日数	週　日・　時～　時	週　日・　時～　時
就学	学校名		
	日数	週　日・　時～　時	週　日・　時～　時
その他	状況		

祖父母の状況（別居・同居を問わず、区内にお住まいの場合は住所をすべて記入、区外にお住まいの場合は市区町村名までご記入ください。）

		氏名・年齢		保育ができない理由	居住地・申請児童との同居状況	
父方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
母方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在

その他

生活保護	☐適用なし　☐適用あり（　年　月　日保護開始）

第１号の２様式（第８条関係）

第１号の２様式（第８条関係）

（表）

幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書（短時間保育用）

※きょうだい同時に申し込む場合は、きょうだいそれぞれの入園申込書を提出してください。
※裏面も記入してください。

千代田区長　殿　　年　月　日

千代田区教育委員会　殿

〒　－

申込者（保護者）住所　千代田区

（ふりがな）

氏名

昼間の連絡先：（父・母・その他　　）

電話番号（携帯可）　　（　　）

区立幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）への入園につき、次のとおり申し込みます。

	（ふりがな）氏名	続柄	生年月日	性別	職業・学校・保育園等
申込児童		本人	年　月　日		
同居の家族		父	年　月　日		
		母	年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		

入園を希望する園	幼稚園 ・ こども園	通園区域（○をつける）	内 ・ 外
通園区域外の園を希望する理由 ※区域内の場合は不要			
入園を希望する期間	年　月　日から	☐ 小学校就学前まで ☐ 年　月　日まで	

【 裏面も記入してください。 】

受付印

（裏）

きょうだいで同時申し込みの方は、組み合わせ希望について①または②の該当する箇所にチェック☑してください。

①☐ 必ず全員同時の入園を希望する
- ☐ 同園のみを希望する（→以上で記入終了）
- ☐ 別々の園でも入園する
 - ☐ きょうだい別々の園になっても希望順位が高い園に入園を希望する
 - ☐ 希望順位が低くても同園に入園することを優先する

②☐ 1人だけでも入園を希望する
※育児休業中で申し込んだ方は、1人でも入園した場合、復職が必要です。
- ☐ 希望順位が高い園に1人だけでも入園することを優先する
- ☐ 2人以上が同時に入園できる場合は、希望順位が低くても同園に入園することを優先する
- ☐ 優先児童あり［優先児童名：　　］（優先児童が入園できるまで他のきょうだいも入園しない）
- ☐ 優先児童なし（1人だけでも入園できる児童から入園する）

※上記の選択肢以外の組み合わせ希望がある場合は、ご記入ください。（希望に沿えない場合もございます。）

↓それぞれ該当する箇所を○で囲み、必要事項を記入してください。

父母の状況

		父の状況	母の状況
就労	状況	外勤（正規・パート・派遣）	外勤（正規・パート・派遣）
		自営（自宅内・自宅外）	自営（自宅内・自宅外）
	通勤時間	自宅から勤務先まで片道　時間　分	自宅から勤務先まで片道　時間　分
不存在	理由	死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪 その他（　　） 　年　月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（ 無 ・ 有 ）	死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪 その他（　　） 　年　月頃から ※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者（ 無 ・ 有 ）
出産	予定日		年　月　日
疾病・傷病	傷病名		
	入院	年　月　日～　年　月　日	年　月　日～　年　月　日
	通院等	1.精神疾患または感染症　2.常時臥床 3.その他（　　）	1.精神疾患または感染症　2.常時臥床 3.その他（　　）
心身障害	手帳	（　　級・度）・無	（　　級・度）・無
介護・看護	どなたを	続柄（　）氏名（　　）	続柄（　）氏名（　　）
	日数等	週　日・　時～　時まで（実働約　時間）	週　日・　時～　時まで（実働約　時間）
求職	日数	週　日・　時～　時まで	週　日・　時～　時まで
通学	学校名		
通所	日数	週　日・　時～　時まで	週　日・　時～　時まで
その他	状況		

祖父母の状況（別居・同居を問わず、区内にお住まいの場合は住所をすべて記入、区外にお住まいの場合は市区町村名までご記入ください。）

		氏名・年齢		保育ができない理由	居住地・申請児童との同居状況	
父方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
母方	祖父		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在
	祖母		歳	就労・高齢・遠方 その他（　）		同居・別居・不存在

その他

生活保護	☐適用なし　☐適用あり（　年　月　日保護開始）

第１号の２様式（第８条関係）

第１号の２様式（第８条関係）

（表）

幼稚園・幼保一体施設・こども園入園申込書（短時間保育用）

※きょうだい同時に申し込む場合は、きょうだいそれぞれの入園申込書を提出してください。
※裏面も記入してください。

千代田区長　殿　　年　月　日

千代田区教育委員会　殿

〒　－

申込者（保護者）住所　千代田区

（ふりがな）

氏名

昼間の連絡先：（父・母・その他　　）

電話番号（携帯可）　　（　　）

区立幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）への入園につき、次のとおり申し込みます。

	（ふりがな）氏名	続柄	生年月日	性別	職業・学校・保育園等
申込児童		本人	年　月　日		
同居の家族		父	年　月　日		
		母	年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		
			年　月　日		

入園を希望する園	幼稚園 ・ こども園	通園区域（○をつける）	内 ・ 外
通園区域外の園を希望する理由 ※区域内の場合は不要			
入園を希望する期間	年　月　日から	☐ 小学校就学前まで ☐ 年　月　日まで	

【 裏面も記入してください。 】

受付印

（裏）

1　児童の状況

現在の保育状況	□　自宅で保育	□（父・母・祖父・祖母・その他の親族）が保育 □　その他（　　）
	□　幼稚園・認可保育園	（公立・私立　　園） 入園できなかった場合、上記の園への通園継続を　□希望する　□希望しない
	□　その他（認可外保育施設等）	
現在の健康状態	1．心身・言語等の発達について気になるところはありますか。（無・有） ※有の場合（具体的に：　　）	
	2．障害者手帳・愛の手帳はお持ちですか。（無・有） ※有の場合（障害名：　　）、（　　）級・度	

2　保護者の状況

続柄		父	母
保護者の日中の状況（連絡先）	状況	・就労（自営以外） ・自営 ・その他（　　）	・就労（自営以外） ・自営 ・その他（　　）
	電話		

保護者以外の連絡先	氏名		
	お子様との続柄		
	連絡先		
	住所		

3　同意事項（チェック欄に✓をしてください。）

	同意事項	チェック
1	幼児の在園中の健やかな成長のために、必要があるときは、区の子育て支援事業実施機関（子ども支援課、児童・家庭支援センター、保健所、小学校、保育施設等）が保有する個人情報の相互提供に同意します。	□
2	申込内容に虚偽や事実と相違する記載があると判明した場合は、入園承諾を取り消します。	□
3	認可保育園・幼保一体施設（長時間）・区立こども園（長時間）・認定こども園・地域型保育事業・私立幼稚園（新制度移行園）・企業主導型保育事業との二重在籍はできません。これらの施設を月途中で退園した場合、区立幼稚園・幼保一体施設（短時間）・区立こども園（短時間）への入園は翌月1日以降となります。	□
4	入園後、在園枠の早期確保を目的とした入園など、正当な理由なく登園していない、若しくは登園の実態が確認できない場合、又は上記3に挙げた施設に重複して在籍していることが判明した場合は退園となります。	□
5	千代田区に住所を有しなくなった場合は、幼稚園に在園することができません。	□
6	通園区域外の幼稚園に入園した場合であっても、小学校入学の際には、居住地により指定される通学区域の小学校になります。	□

上記同意事項について、確認・同意しました。

年　　月　　日　　保護者氏名

備考 ※園記入欄 （記入不要です）	□　通園区域外の園の申込者に対し、上記同意事項6を説明しました。（受付者：　　）

第４号様式（第12条関係）

第４号様式（第12条関係）

（表）

家庭状況調査書

住　所（〒　　－　　）千代田区

連絡先（父携帯）（　　）

保護者氏名

（母携帯）（　　）

（その他）（　　）

1.お子さんの状況

※認可保育所、こども園、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設に在園中のお子さんをすべてご記入ください。

（フリガナ） 児童名	生年月日	園名	長時間・短時間に○をつけてください （こども園・幼稚園の場合のみ）
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間

2.同居家族の状況【１以外の同居の方（単身赴任中の保護者や婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状況にある者を含む）をすべてご記入ください。】

続柄	（フリガナ） 氏名	生年月日	年齢	性別	職業・学校名・園名
父	（　　）	年　月　日	歳		
母	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		

3.父母の状況（該当項目が２つ以上ある場合は、すべてについてご記入ください）

保育を必要とする状況	父	□就労　□不存在（未婚・離婚等）　□疾病・障害　□介護・看護　□災害復旧　□求職活動 □就学　□その他（　　）
	母	□就労　□不存在（未婚・離婚等）　□妊娠・出産　□疾病・障害　□介護・看護　□災害復旧 □求職活動　□就学　□その他（　　）

裏面も記入してください。

区記入欄	備考		受付印

（裏）

1　児童の状況

現在の保育状況	□　自宅で保育	□（父・母・祖父・祖母・その他の親族）が保育 □　その他（　　）
	□　幼稚園・認可保育園	（公立・私立　　園） 入園できなかった場合、上記の園への通園継続を　□希望する　□希望しない
	□　その他（認可外保育施設等）	
現在の健康状態	1．心身・言語等の発達について気になるところはありますか。（無・有） ※有の場合（具体的に：　　）	
	2．障害者手帳・愛の手帳はお持ちですか。（無・有） ※有の場合（障害名：　　）、（　　）級・度	

2　保護者の状況

続柄		父	母
保護者の日中の状況（連絡先）	状況	・就労（自営以外） ・自営 ・その他（　　）	・就労（自営以外） ・自営 ・その他（　　）
	電話		

保護者以外の連絡先	氏名		
	お子様との続柄		
	連絡先		
	住所		

3　同意事項（チェック欄に✓をしてください。）

	同意事項	チェック
1	幼児の在園中の健やかな成長のために、必要があるときは、区の子育て支援事業実施機関（子ども支援課、児童・家庭支援センター、保健所、小学校、保育施設等）が保有する個人情報の相互提供に同意します。	□
2	申込内容に虚偽や事実と相違する記載があると判明した場合は、入園承諾を取り消します。	□
3	入園後、在園枠の早期確保を目的とした入園など、正当な理由なく登園していない、若しくは登園の実態が確認できない場合、又は他の公立幼稚園等に重複して在籍していることが判明した場合は退園となります。	□
4	千代田区に住所を有しなくなった場合は、幼稚園に在園することができません。	□
5	通園区域外の幼稚園に入園した場合であっても、小学校入学の際には、居住地により指定される通学区域の小学校になります。	□

上記同意事項について、確認・同意しました。

年　　月　　日　　保護者氏名

備考 ※園記入欄 （記入不要です）	□　通園区域外の園の申込者に対し、上記同意事項5を説明しました。（受付：　　）

第４号様式（第12条関係）

第４号様式（第12条関係）

（表）

家庭状況調査書

住　所（〒　　－　　）千代田区

連絡先（父携帯）（　　）

保護者氏名

（母携帯）（　　）

（その他）（　　）

1.お子さんの状況

※認可保育所、こども園、幼稚園、認証保育所、認可外保育施設に在園中のお子さんをすべてご記入ください。

（ふりがな） 児童名	生年月日	園名	長時間・短時間に○をつけてください （こども園・幼稚園の場合のみ）
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間
（　　）	年　月　日		長時間 ・ 短時間

2.同居家族の状況（１以外の同居の方（単身赴任中の保護者を含む）をすべてご記入ください。）

続柄	（ふりがな） 氏名	生年月日	年齢	性別	職業・学校名・園名
父	（　　）	年　月　日	歳		
母	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		
	（　　）	年　月　日	歳		

3.父母の状況（該当項目が２つ以上ある場合は、すべてについてご記入ください）

保育を必要とする状況	父	□就労　□育児休業中　□疾病・障害等　□介護・看護　□就学　□求職中 □不存在（□離婚　□未婚　□その他（　　））　□その他（　　）
	母	□就労　□育児休業中　□妊娠・出産　□疾病・障害等　□介護・看護　□就学 □求職中　□不存在（□離婚　□未婚　□その他（　　））　□その他（　　）

裏面も記入してください。

区記入欄	備考		受付印

（裏）

4. 提出書類チェック表（提出する書類にチェックのうえ、提出漏れがないか今一度ご確認ください。）

※ ①・②（全世帯共通）及び③のうち父母分それぞれ該当する書類を必ず提出してください。

提出書類				チェック欄	
①	◎家庭状況調査書（本紙）			□	
②	◎保育園・こども園・幼保一体施設等の継続通園に関する確認書			□	
③保育ができない状況を証明する書類	保護者の状況	提出書類		父	母
	就労（外勤）	◎就労証明書（区様式）	証明日が　年　月　日以降の就労証明書を既に　課に提出済みで、就労状況に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記に記入してください。 □就労証明書の提出を省略します。 【理由：（　）月頃、（　）のため提出済】	□	□
	就労（自営業等）	◎就労証明書（区様式）		□	□
		◎会社の運営を確認できる書類（下記のいずれかを提出）		／	／
		・会社・法人の登記事項証明書（写し可） ※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、会社・法人の登記事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・会社のホームページの写し（会社名・代表者氏名を確認できるページ）		□	□
		・最新年分の確定申告書の控えの写し（第一表または第二表） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
		・営業許可証の写し		□	□
		・開業届の写し（営業初年度のみ受付可） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
	不存在（未婚・離婚等）	◎不存在を確認できる書類（下記のいずれかを提出）		／	／
		・戸籍の全部事項証明書（写し可） ※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、戸籍の全部事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・㊙医療証の写し		□	□
		・児童扶養手当証書の写し		□	□
	妊娠・出産	◎母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）		／	□
	疾病・障害	◎診断書（疾病・障害用）（区様式）　または、 手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
	介護・看護	◎介護・看護に関する申立書（区様式）		□	□
		◎介護・看護を要することがわかる書類（下記のいずれかを提出）		／	／
		・診断書（介護・看護用）（区様式）		□	□
		・手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
		・ケアプラン（介護サービス計画書）の写し　※お持ちの場合は必須提出		□	□
	災害復旧	◎り災証明書		□	□
	求職活動	◎求職活動申立書（区様式）		□	□
		◎求職活動中であることを確認できる書類の写し （ハローワークカード、就職斡旋機関登録画面、雇用保険受給資格者証等）		□	□
	就学	◎在学証明書（区様式） ※在学証明書で就学時間が確認できない場合は時間割表等を添付		□	□

（裏）

4. 提出書類チェック表（提出する書類にチェックのうえ、提出漏れがないか今一度ご確認ください。）

※①・②（全世帯共通）及び③のうち父母分それぞれ該当する書類を必ず提出してください。

提出書類				チェック欄	
①	◎家庭状況調査書（本紙）			□	
②	◎保育園・こども園・幼保一体施設等の継続入園に関する確認書			□	
③保育ができない状況を証明する書類	保護者の状況	提出書類		父	母
	就労（外勤）	◎就労証明書（区様式）	証明日が　年　月　日以降の就労証明書を既に　課に提出済みで、就労状況に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記に記入してください。 □就労証明書の提出を省略します。 【理由：（　）月頃、（　）のため提出済】	□	□
	就労（自営業等）	◎就労証明書（区様式）		□	□
		◎会社の運営を確認できる書類（下記のいずれかを提出）		／	／
		・会社・法人の登記事項証明書（写し可） ※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、会社・法人の登記事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・会社のホームページの写し（会社名・代表者氏名を確認できるページ）		□	□
		・直近の確定申告書の控えの写し（第一表・第二表） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
		・営業許可証の写し		□	□
		・開業届の写し（営業初年度のみ受付可） ※電子申請の場合は受信日時がわかる画面の写しを添付		□	□
	疾病・障害	◎診断書（疾病・障害用）（区様式）　または、 手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
	就学	◎在学証明書（区様式） ※在学証明書で就学時間が確認できない場合は時間割表等を添付		□	□
	介護・看護	◎介護・看護に関する申立書（区様式）		□	□
		◎介護・看護を要することがわかる書類（下記のいずれかを提出）		／	／
		・診断書（介護・看護用）（区様式）		□	□
		・手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）の写し		□	□
		・ケアプラン（介護サービス計画書）の写し　※お持ちの方のみ必須提出		□	□
	求職活動	◎求職活動申立書（区様式）		□	□
		◎求職活動中であることを確認できる書類の写し （ハローワークカード、就職斡旋機関登録画面、雇用保険受給資格者証等）		□	□
	不存在	◎不存在を確認できる書類（下記のいずれかを提出）		／	／
		・戸籍謄本（全部事項証明書）（写し可） ※過去に　課へ提出済みで、証明内容に変更がない場合のみ省略可。省略する場合は、下記にチェックしてください。 □内容に変更がないので、戸籍の全部事項証明書の提出を省略します。		□	□
		・㊙医療証の写し		□	□
		・児童扶養手当証書の写し		□	□
	妊娠・出産	◎母子手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）		／	□

教 育 委 員 会 資 料
令和 8 年 10 月 27 日
児童・家庭支援センター

中高生の居場所プレ施設の運営業務事業者選定結果について

中高生の居場所プレ施設の運営業務について、運営事業者をプロポーザル方式で募集、選定しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1　件名
　中高生の居場所プレ施設の運営業務

2　採否の決定した日
　令和８年 10 月８日（木）

3　運営事業者選定結果

選 定 事 業 者	株式会社マミー・インターナショナル
選 定 委 員 会	区職員４名（子ども部長（委員長）、子ども総務課長、児童･家庭支援センター所長、子どもの居場所づくり担当課長）及び外部委員２名の計６名で構成
参加事業者数	２者（３者から申込有、うち１者は申込後辞退）
審査結果（※）	A 社 101 点　B 社 102 点（満点：125 点）

※　審査においては、事業者の財務等の状況、配置予定職員、事業の提案内容及びプレゼンテーションについて評価を行った。採用基準評価点は満点の６割以上の点数（各委員の評価平均点）とした。

中高生専用の居場所
プレ施設開設！

千代田区 初！

旧九段中学校に、12.1 OPEN！

ここは、
中高生だけの場所。



ここでできること

- スポーツ・運動
- ダンス
- 勉強
- スタッフに相談
- 友達と集まる
- イベント参加・企画

- 利用無料
- 飲食可能
- 自習席24席
- 無料Wi-Fi
- スタッフ常駐

旧九段中学校の中は、こんな感じ！

気分や目的に合わせて、好きな場所で過ごせます。

ここで、どんな放課後を過ごそう？

ロビー

待ち合わせやひと休みに。気軽に立ち寄れる場所です。

受付

スタッフがいるから安心して利用できます。

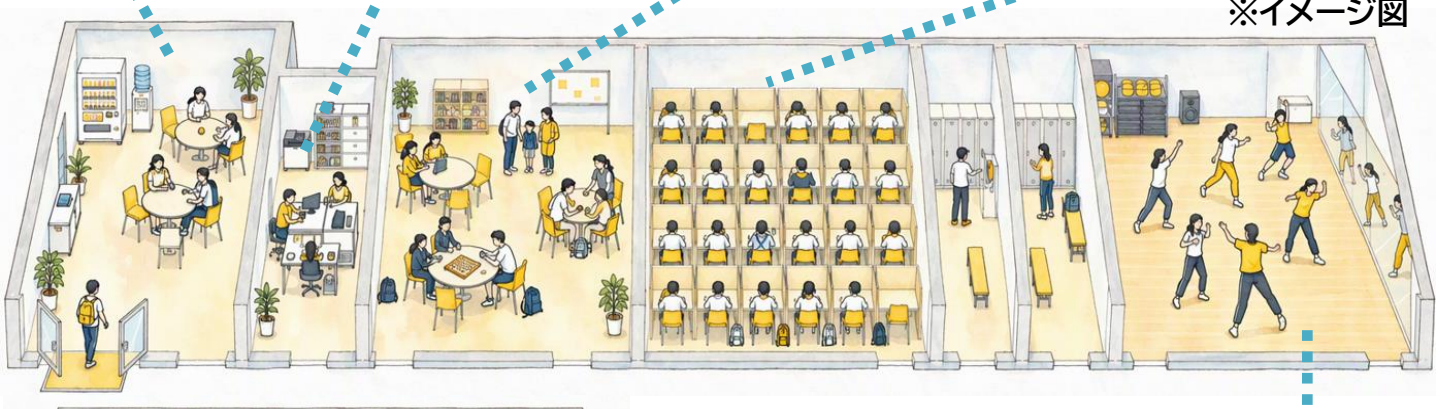
フリースペース

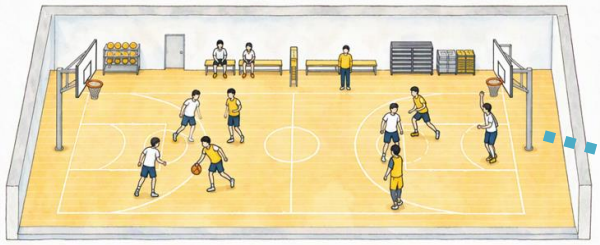
友達と話したり、ゲームをしたり。自由に過ごせるスペースです。

自習スペース

集中して勉強できる個別ブースを24席用意しています。

※イメージ図





体育館

バスケットボールなど、思いきり体を動かせる広いスペースです。

多目的ルーム

ダンスや音楽など様々な活動に使えます。イベントなども実施予定です！

みんなでつくる居場所

やってみたいが、ここからはじまる。

みんなの声でもっと楽しい場所に



1 意見を出す

こんなのあったらいいな！



2 企画する

みんなで考えてみよう！



3 実施する

やってみよう！
アイデアをカタチに！



4 もっとよくする

次はどうする？
みんなで続けていこう！

利用案内

まずは、気軽にのぞいてみよう！

開設予定日

令和8年
12月1日～

場所

旧九段中学校
1階の一部・体育館
（千代田区富士見一丁目1番6号）

利用対象者

区内在住・在学の中学生から高校生世代

利用日・利用時間

平日　午後3時～午後8時
土日祝・公立学校の長期休暇期間
午前9時～午後8時
※いずれも中学生は午後7時まで

アクセス

JR・東京メトロ・都営大江戸線
飯田橋駅 徒歩8分
東京メトロ・都営新宿線
九段下駅 徒歩6分

利用方法

初回利用時に登録が必要です

問合せ

子ども部
児童・家庭支援センター
子育て事業係
03-5211-2424

もっと詳しく！

イベント情報などはこちら

QRコードスペース